

○鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の運用及び解釈について（例規通達）

令和3年5月31日

鳥務例規第8号

注 令和7年12月から改正経過を注記した。

各所属長

鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年鳥取県公安委員会規則第4号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第13条の規定に基づき、情報通信技術活用規則の施行に必要な事項を下記のとおり定め、令和3年6月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 第1条関係（趣旨）

情報通信技術活用規則は、鳥取県公安委員会等（鳥取県公安委員会、鳥取県警察本部長及び警察署長をいう。以下同じ。）に係る行政手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に関して必要な事項を定めたものであり、国家公安委員会の所管する関係法令に基づく行政手続等について対象としている。

2 第5条関係（申請等の手続）

(1) 鳥取県公安委員会等は、情報通信技術活用規則第5条第3項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

(2) 情報通信技術活用規則第5条第4項に規定する鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が定める場合は、鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が指定する申請等ごとに、鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が指定する措置を講ずる場合とする。

3 第6条関係（氏名又は名称を明らかにする措置）

情報通信技術活用規則第6条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が定める措置は、2(2)に規定する措置とする。

4 第7条関係(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

鳥取県公安委員会等は、情報通信技術活用規則第5条第2項及び第3項の規定により申請等を行う者が情報通信技術活用規則第7条第1項の規定により書面等を提出する場合において、鳥取県公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにさせるものとする。

5 第10条関係(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

情報通信技術活用規則第10条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、情報通信技術活用規則第5条第2項に規定する方法によって鳥取県公安委員会等に届け出るものとする。